

投票用紙等の請求手続きについて

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、恩納村選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。

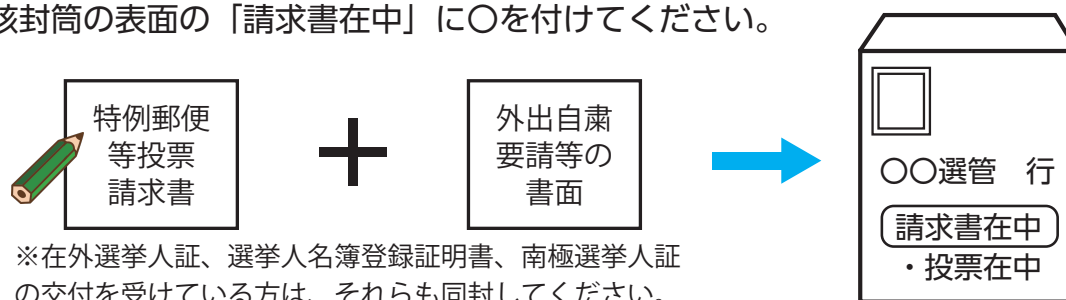
ダウンロード及び印刷をしていただき料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。

恩納村選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋をつけるようにしてください。

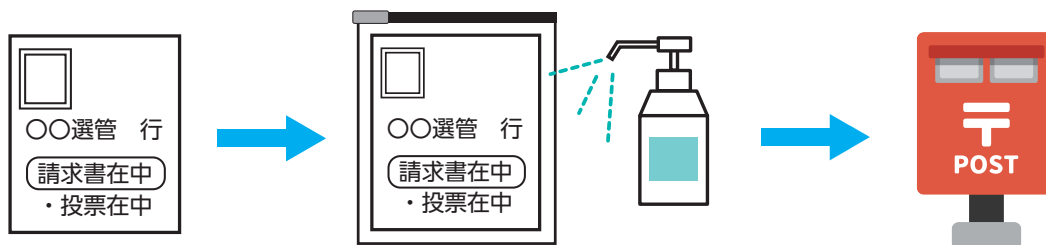


②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③請求書等を入れた封筒を書いた宛名が分かるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭き取る等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投函を依頼してください。

※日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合には、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。（忘れず速やかに投函してください。）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。



※法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。